

消 防 消 第 208 号
消 防 予 第 577 号
消 防 危 第 141 号
消 防 特 第 104 号
令和 8 年 6 月 12 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長
非常備町村消防防災主管部局長 } 殿

消防庁消防・救急課長
消 防 庁 予 防 課 長
消防庁危険物保安室長
消防庁特殊災害室長
(公 印 省 略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表 P F O S 又はその塩の項、P F O A 若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又は P F H x S 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の公布について（通知）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表 P F O S 又はその塩の項、P F O A 若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又は P F H x S 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 8 年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号。以下「改正省令」という。）が本日公布されました。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 28 条第 2 項では、許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号。以下「化審法政令」という。）で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質等」という。）を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者は、第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、主務省令で定める技術上の基準（以下「技術上の基準」という。）に従ってしなければならないこととされていることから、同項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表 P F O S 又はその塩の項、P F O A 若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又は P F H x S 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡

消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成 22 年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号。以下「化審法省令」という。）において技術上の基準が定められています。

本改正省令は、令和 7 年の化審法政令の一部改正により、「ペルフルオロ（ヘキサフルオロ（ヘキサフルオロ）スルホン酸）関連物質」が、第一種特定化学物質に新たに指定されるとともに、当該ペルフルオロ（ヘキサフルオロ（ヘキサフルオロ）スルホン酸）関連物質が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が、化審法第 28 条第 2 項の規定による技術上の基準適合義務に従って取り扱うこととされている製品（化審法政令附則第 4 項）に新たに追加されること等に伴い、化審法省令の一部を改正するものです。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その運用に十分留意されるようお願いいたします。

記

1 改正内容に関する事項

省令の名称の一部を「等」で括り、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表 PFOS 又はその塩の項等に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」としたこと。

定義規定（第 1 条第 4 号）を改正し、「ペルフルオロ（ヘキサフルオロ（ヘキサフルオロ）スルホン酸）関連物質」が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を新たに技術上の基準の対象に加えることとしたこと。

2 施行期日

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 7 年 12 月 17 日政令第 416 号）の施行の日（令和 8 年 6 月 17 日）から施行することとしたこと（附則関係）。

3 留意事項

その他の留意事項については今後通知する予定であること。

（連絡先）

消防・救急課	高木補佐・高野事務官（TEL：03-5253-7522）
予防課	明田専門官・加藤係長（TEL：03-5253-7523）
危険物保安室	羽田野補佐・山田係長（TEL：03-5253-7524）
特殊災害室	山田補佐・和泉係長（TEL：03-5253-7528）